

件名： こども医療費助成制度の対象拡大について
担当課： 健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当 (電話：083-934-2803)

令和2年10月1日から「こども医療費助成制度」の対象を拡大し、市内在住の中学生を対象に、親の所得に関係なく保険診療による入院費の自己負担分を助成します。

#### 1 対象者

山口市に住所がある中学生

※生活保護、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成制度等、他制度で自己負担額を助成される方は対象になりません。

#### 2 助成内容

保険診療による入院費の自己負担分

(入院時の食事療養費、生活療養費等に係る自己負担分を除く。)

※受給者には、福祉医療費受給者証を交付します。

県内の医療機関で、健康保険証と一緒に福祉医療費受給者証を提示していただくことで、自己負担分の支払いが不要となります。

#### 3 助成開始日

令和2年10月1日

#### 4 手続きの方法

申請が必要となる生徒の世帯には、7月下旬に「福祉医療費受給者証交付申請書」を送付します。

※新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止のため、同封します返信用封筒による申請をお願いいたしますが、保険年金課、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)及び分館、大海総合センターの窓口での手続きも可能です。

#### 5 申請期間

令和2年7月28日(火)から令和2年8月17日(月)まで

※申請期間以降も随時受け付けますが、11月1日以降に申請された場合は、申請月の初日から助成開始となります。

6 申請に必要なもの

(1) 返信用封筒で申請する場合

◇同封の申請書

◇お子さまの名前が記載された健康保険証のコピー

(2) 窓口で申請する場合

◇同封の申請書

◇印鑑

◇お子さまの名前が記載された健康保険証

◇父母のマイナンバーが分かるもの

(個人番号カードまたは通知カード)

◇来庁者の本人確認のできるもの(運転免許証等)

7 その他

・制度拡大対象者

約4,900人

・令和2年度事業費

395,582千円

うち、制度拡大事業費10,705千円